

一、相关新法令、新政策

● 关于《企业职工带薪年休假实施办法》有关问题的复函

【发布单位】人力资源和社会保障部
 【发布文号】人社厅函〔2009〕149号
 【发布日期】2009-04-15
 【提示】根据该复函：

“职工连续工作满12个月以上”的认定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 包括以下情形： <ul style="list-style-type: none"> — 职工在同一用人单位连续工作满12个月以上的情形； — 职工在不同用人单位连续工作满12个月以上的情形。
“累计工作时间”的确定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 包括以下期间： <ul style="list-style-type: none"> — 职工在机关、团体、企业、事业单位、民办非企业单位、有雇工的个体工商户等单位从事全日制工作期间； — 依法服兵役和其他按照国家法律、行政法规和国务院规定可以计算为工龄的期间（视同工作期间）。 ▪ 职工的累计工作时间可以根据档案记载、单位缴纳社保费记录、劳动合同或者其他具有法律效力的证明材料确定。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://lbj.kaiping.gov.cn/zcfg/go.asp?id=625>

● 关于公布若干废止和失效的营业税规范性文件的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
 【发布文号】财税〔2009〕61号
 【发布日期】2009-05-18
 【实施日期】2009-01-01
 【提示】根据该通知：

全文废止或失效的营业税规范性文件	共计18件，其中包括： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 《财政部、国家税务总局关于建筑业营业税若干政策问题的通知》（财税〔2006〕177号）等。
部分废止或失效的营业税规范性文件	共计12件，其中包括： <ul style="list-style-type: none"> ▪ 《财政部、国家税务总局关于金融业征收营业税有关问题的通知》（财税字〔1995〕79号）第二条； ▪ 《财政部、国家税务总局关于营业税若干政策问题的通知》（财税〔2003〕16号）第一条第（四）项、第二条第（六）项、第四条、第五条等。

一、関連する新法令、新政策

● 「企業従業員年次有給休暇実施弁法」の關係事項についての返答書

【発布機関】人的資源及び社会保障部
 【発布番号】人社庁函〔2009〕149号
 【発布日】2009-04-15
 【コメント】本返答書によると次のとおりである。

「従業員が連続して就業し満12ヶ月以上」についての認定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 次の状況が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> — 従業員が同一の雇用主のもとで連続して満12ヶ月以上就業する場合。 — 従業員が異なる雇用主のもとで連続して満12ヶ月以上就業する場合。
「累積就業期間」の確定	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 次の期間が含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> — 従業員が役所、団体、企業、事業法人、民間非企業法人、従業員のいる個人経営の商工業者等の機関において全日制の就業に従事する期間。 — 法に準拠する兵役に服し、及びその他の国の法律、行政法規及び国务院の規定に基づき勤続年数に計算できる期間（見なし就業期間）。 ▪ 従業員の累積就業期間は、個人記録情報の記載、勤務先による社会保険料の納付記録、労働契約又はその他法的効力を有する証明資料に基づき確定することができる。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://lbj.kaiping.gov.cn/zcfg/go.asp?id=625>

● 廃止し、失効させる幾つかの営業税規範性文書を公布することについての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局
 【発布番号】财税〔2009〕61号
 【発布日】2009-05-18
 【施行日】2009-01-01
 【コメント】本通知によると次のとおりである。

全文を廃止し又は失効させる営業税規範性文書	合計18通、次のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「建築業営業税の若干の政策に関する財政部、国家税務総局による通知」（财税〔2006〕177号）等。
一部を廃止し又は失効させる営業税規範性文書	合計12通、次のものが含まれる。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 「金融業の営業税徴収に係る財政部、国家税務総局による通知」（财税字〔1995〕79号）第二条。 ▪ 「営業税の若干の政策に関する財政部、国家税務総局による通知」（财税〔2003〕16号）第一条第（四）項、第二条第（六）項、第四条、第五条等。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwggk/2009-06/08/content_1334666.htm

● **关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知**

【发布单位】国家外汇管理局
 【发布文号】汇发〔2009〕24号
 【发布日期】2009-06-09
 【实施日期】2009-08-01
 【提 示】该通知与《国家外汇管理局关于跨国公司外汇资金内部运营管理有关问题的通知》（汇发〔2004〕104号）相比，主要调整了如下内容：

扩大了境外放款主体	由现行的只允许符合条件的中外资跨国公司对外放款扩大到符合条件的各类所有制企业。
扩大了境外放款的资金来源	允许境内企业在一定限额内使用自有外汇和人民币购汇等多种资金进行境外放款。
简化了境外放款的核准和汇兑手续	境外放款专用外汇账户的开立、资金的境内划转以及购汇等事宜均由外汇指定银行直接办理。
完善了境外放款统计监测与风险防范机制	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 完善了境外放款人和借款人资格管理，规定境外放款额度不得超过放款人所有者权益的30%，也不得超过借款人已办妥相关登记手续的协议投资额，以低者为限； ▪ 明确了境外放款有效期限； ▪ 将境外放款额度核准、境外放款专用外汇账户、境内外汇资金划转及汇出入等纳入国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统； ▪ 设定了国家外汇管理局可以根据国际收支形势和境外放款情况，对境内企业放款资格条件、来源、数量以及期限等进行适时调整的保障条款等。

但是，该通知与“汇发〔2004〕104号”的适用范围不完全相同：境内企业（含外商投资企业）对其境外合法设立的全资子公司和参股企业提供放款，适用该通知规定；如果外商投资企业向其他境外关联公司提供境外放款，仍适用“汇发〔2004〕104号”的相关规定。

【相关法令全文】请点击以下网址查看：
 关于境内企业境外放款外汇管理有关问题的通知
http://www.gov.cn/zwggk/2009-06/09/content_1335718.htm
 国家外汇管理局负责人答记者问
http://www.gov.cn/gzdt/2009-06/09/content_1335828.htm
 国家外汇管理局关于跨国公司外汇资金内部运营

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwggk/2009-06/08/content_1334666.htm

● **国内企業による国外貸付の外貨管理関係事項についての通知**

【発布機関】国家外貨管理局
 【発布番号】匯発〔2009〕24号
 【発布日】2009-06-09
 【施行日】2009-08-01
 【コメント】本通知は「多国籍会社の外貨資金内部運営管理関係事項についての国家外貨管理局による通知」（匯発〔2004〕104号）と比べ、主に次の内容が調整されている。

国外貸付主体を拡大した	従来は条件に適合した中外資多国籍会社だけでなく、国外貸付を認められていなかったが、条件に適合する各種所有制企業までも認められるようになった。
国外貸付の資金源泉を拡大した	国内企業が一定枠内で自社保有外貨及び人民元の外貨転等による複数の資金を使用し国外貸付を行うことを認めた。
国外貸付の認可及び為替手続を簡素化した	国外貸付専用外貨口座の開設、資金の国内振替及び外貨転等はいずれも外貨取扱指定銀行が直接に手続を行う。
国外貸付の統計モニタリング及びリスク防止メカニズムを整備した	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 国外貸付人と借入人の資格管理を整備し、国外貸付枠は貸付人の所有者持分の30%を超えてはならず、借入人がすでにかかる手続を行った協議投資額を超えてもならず、どちらか低い方を限度とすることを規定した。 ▪ 国外貸付の有効期限を明確にした。 ▪ 国外貸付枠の認可、国外貸付専用外貨口座、国内外貨資金振替及び送入金等を国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システムに組み込む。 ▪ 国家外貨管理局は国際収支情勢と国外貸付の状況に応じて、国内企業の貸付资格条件、源泉、数及び期限等について適宜に調整を行うことができるという保障条項等を設定した。

ただし、本通知は「匯発〔2004〕104号」の適用範囲とは完全には同じではなく、国内企業（外商投資企業を含む）が自己の国外に適法に設立した全額出資子会社及び資本参加企業に対して貸付を提供する場合は、本通知の規定を適用するが、外商投資企業がその他国外の関連会社に国外貸付を提供する場合は、引き続き「匯発〔2004〕104号」の関係規定を適用する。

【関係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
 国内企業による国外貸付の外貨管理関係事項についての通知
http://www.gov.cn/zwggk/2009-06/09/content_1335718.htm
 国家外貨管理局責任者による記者質問への回答
http://www.gov.cn/gzdt/2009-06/09/content_1335828.htm

管理有关问题的通知

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8040100000000000.11&id=4

[828.htm](#)

多国籍会社の外貨資金内部運営管理関係事項について
の国家外貨管理局による通知

http://www.safe.gov.cn/model_safe/laws/law_det ail.jsp?ID=8040100000000000.11&id=4

● 船舶工业调整和振兴规划（2009—2011）

【发布单位】国务院办公厅

【发布日期】2009-06-09

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwqk/2009-06/09/content_1335839.htm

● 船舶工業の調整及び振興計画（2009—2011）

【発布機関】国務院弁公庁

【発布日】2009-06-09

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwqk/2009-06/09/content_1335839.htm

● 上海市浦东新区设立外商投资股权投资管理企业试行办法（上海）

【发布单位】上海市浦东新区人民政府

【发布文号】浦府综改（2009）2号

【发布日期】2009-06-02

【实施日期】2009-06-02 至 2010-06-30

【提 示】根据该办法，上海市浦东新区将成为中国首个允许外资风险投资（VC）和私募股权投资（PE）等境外股权投资资本以“股权投资管理”身份进行合法登记注册的地区。具体如下：

● 上海市浦东新区外商投資持分投資管理企業設立試行弁法（上海）

【発布機関】上海市浦東新区人民政府

【発布番号】浦府綜改〔2009〕2号

【発布日】2009-06-02

【施行日】2009-06-02 至 2010-06-30

【コメント】本弁法によると、上海市浦東新区は、外資ベンチャーキャピタル及びプライベートエクイティ等の国外持分投資資本に「持分投資管理」の身分をもって適法な登記登録を行うことを認めた中国で最初の地区となる。具体的には次のとおりである。

概念	外方投资者	外国公司、企业和其他经济组织或个人（港澳台投资者参照执行）
	设立形式	有限责任公司（中外合资、中外合作和外商独资）
	行业名	股权投资管理
	经营范围	受股权投资企业委托，从事投资管理及相关咨询服务业务。
设立条件	<ol style="list-style-type: none"> 至少拥有一个投资者（股东），该投资者或其关联实体的经营范围涵盖股权投资或股权投资管理业务。 拥有两名以上同时具备下列条件的高级管理人员： <ol style="list-style-type: none"> 有两年以上从事股权投资或股权投资管理业务的经历； 有两年以上高级管理职务任职经历。 注册资本不应低于 200 万美元（在营业执照签发之日起 3 个月内到位 20% 以上，余额在 2 年内全部到位）。 	
其他	已经设立的外商投资企业，符合条件的，可以变更为外商投资股权投资管理企业。	

【相关法令全文】请点击以下网址查看：

上海市浦东新区设立外商投资股权投资管理企业试行办法

<http://www.pudong.gov.cn/website/html/shpd/zxq>

概念	外国側投資者	外国会社、企業及びその他経済組織又は個人（香港マカオ台湾の投資者はこれに準じて執行する）
	設立形態	有限責任会社（中外合弁、中外合作及び外商独资）
	業種名	持分投資管理
	經營範圍	持分投資企業の依頼を受け、投資管理及びかかるコンサルティングサービス業務を取り扱う。
設立条件	<ol style="list-style-type: none"> 少なくとも 1 投資者（株主）を有し、当該投資者又はその関連する実体の經營範圍が持分投資又は持分投資管理業務を包括していること。 次に掲げる条件を同時に具備する 2 名以上の高級管理職者を有すること。 <ol style="list-style-type: none"> 持分投資又は持分投資管理業務に従事した経歴を 2 年以上有する。 高級管理職務の任務経歴を 2 年以上有する。 登録資本金が 200 万米ドルを下回らないこと（營業許可証を交付した日から 3 ヶ月以内に 20% 以上を払い込み、残額を 2 年以内に全額払い込むこと）。 	
その他	既存の外商投資企業は条件に適合する場合、外商投資持分投資管理企業に変えることができる。	

【關係する法令全文】下記の URL をクリックしてください。

上海市浦東新区外商投資持分投資管理企業設立試行弁法

<http://www.pudong.gov.cn/website/html/shpd/zxq>

[fwj/Info/Detail_268949.htm](http://www.fwj.gov.cn/Info/Detail_268949.htm)

有关解读

http://www.gov.cn/jrzq/2009-06/11/content_1337160.htm

关于本市股权投资企业工商登记等事项的通知
http://sjr.sh.gov.cn/main?main_colid=143&top_id=129&main_artid=29602

[fwj/Info/Detail_268949.htm](http://www.fwj.gov.cn/Info/Detail_268949.htm)

関係する解説

http://www.gov.cn/jrzq/2009-06/11/content_1337160.htm

上海市持分投資企業工商登記等の事項に関する通知
http://sjr.sh.gov.cn/main?main_colid=143&top_id=129&main_artid=29602

● 关于2009年度上海市住房公积金缴存基数、比例和月缴存额上下限的通知（上海）

【发布单位】上海市住房公积金管理委员会
【发布文号】沪公积金管委会（2009）2号
【发布日期】2009-05-30
【实施日期】2009-07-01
【提示】该通知对就上海市2009年度（2009年07月01日至2010年06月30日）住房公积金缴存基数、比例和月缴存额上下限等有关事项做出了规定。根据该通知：

月缴存额上下限	<ul style="list-style-type: none"> 上限：1382元。 下限：134元。
缴存住房公积金确有困难的单位	可以申请降低缴存比例（职工本人和单位缴存比例各不低于5%，取正整数）或缓缴住房公积金，待单位经济效益好转后，再提高缴存比例或者补缴其缓缴额。

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18658.html>

● 2009年度上海市住宅公共積立金の積立基準、比率及び月積立額の上限と下限についての通知（上海）

【発布機関】上海市住宅公共積立金管理委員会
【発布番号】滬公積金管委会〔2009〕2号
【発布日】2009-05-30
【施行日】2009-07-01
【コメント】本通知は、上海市の2009年度（2009年7月1日から2010年6月30日まで）の住宅積立金積立基準、比率及び月積立額の上限と下限等の関係事項について規定を行っている。本通知によると次のとおりである。

月積立額の上限と下限	<ul style="list-style-type: none"> 上限：1382元。 下限：134元。
住宅積立金の積立が困難な場合	積立比率の引下げ（従業員本人と勤務先の積立比率がそれぞれ5%を下回らず、小数点以下の端数は切り捨てる）又は住宅公共積立金の積立延期を申請することができ、勤務先の経済効果が好転した後、積立比率を改めて引き上げ、又は積立を延期した額を追納する。

【法令全文】下記のURLをクリックしてください。
<http://www.shanghai.gov.cn/shanghai/node2314/node2319/node12344/userobject26ai18658.html>

● 关于鼓励跨国公司在京设立地区总部的若干规定（北京）

【发布单位】北京市人民政府
【发布文号】京政发（2009）15号
【发布日期】2009-05-21
【实施日期】2009-01-01
【提示】该规定与《关于鼓励跨国公司在京设立地区总部若干规定的通知》（京政发〔1999〕4号；被该规定废止）相比，调整和新增了部分内容。具体如下：

扩大业务活动范围	增加进出口及国内分销、物流配送、服务外包等经营管理活动。
增加政府资助与奖励政策	<ul style="list-style-type: none"> 资助包括：开办补助、租房补助、自建/购房补助； 奖励包括：对年营业收入首次超过1亿元人民币（含1亿元人民币）以上的地区总部的奖励、对地区总部主要负责人的奖励。

● 多国籍会社が北京に地域本部を設立することを奨励する若干の規定（北京）

【発布機関】北京市人民政府
【発布番号】京政発〔2009〕15号
【発布日】2009-05-21
【施行日】2009-01-01
【コメント】本規定は「多国籍会社が北京に地域本部を設立することを奨励する若干の規定の通知」（京政発〔1999〕4号、本規定は廃止された）と比べ、一部の内容が調整され、追加されたが、具体的には次のとおりである。

業務活動範囲の拡大	輸出入及び国内販売、物流配送、サービスアウトソーシング等の経営管理活動を追加する。
政府による経済的支援とインセンティブ政策の追加	<ul style="list-style-type: none"> 経済的支援には、開業補助、賃貸手当、建物自設/取得補助が含まれる。 インセンティブには、年間売上高が初めて1億人民元に到達した地域本部に対するインセンティブ、地域本部の主な責任者に対するインセンティブが含まれる。

修改便利政策	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 提高员工出入境便利程度（按照职位高低，便利程度也不同）。 ▪ 方便人才引进。 ▪ 进一步放宽对地区总部的外汇及资金管理、通关、保税等方面的管理。
--------	--

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.bjpc.gov.cn/gzdt/200905/t390940.htm>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 中国将出台进出口收付汇核销改革措施

国家外汇管理局经常项目司司长杜鹏日前表示，国家外汇管理局近期将出台关于进出口收付汇核销改革的具体措施，并将研究出口收汇留存境外的具体政策。

据介绍，进出口收付汇核销改革完成后，将实行资金流和货物总量匹配的核销制度。另外，还将对进出口企业实行分类管理，在诚信原则基础上为企业经营创造便利。绝大多数企业将不需要再到外汇管理部门办理进出口核销手续。

此外，国家外汇管理局还将研究出口收汇存放境外的政策，留存的时限、条件、方式将有明确规定。可能要求企业具备留存境外的资格（例如，三年内不能出现违规行为；等）。另外，将对出口收汇的境外开户银行有所规定（例如，必须是中资银行、或者在国内设有分支机构的外资银行）。

（摘自 2009 年 06 月 11 日《中国证券报》）

● 关于有限责任公司股东优先购买权相关问题的法律简析

正值金融危机时节，全球经济普遍受到影响，许多公司因此积极寻求调整全球资金布局，以扭转经济形势对公司的不利影响。调整资金布局的一种重要方式就是转让和受让股权。股权转让过程中，

利便化政策の調整	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 従業員の出入国の利便性を高める（職位の違いにより、利便性も異なる）。 ▪ 人材登用の利便を図る。 ▪ 地域本部の外貨及び資金管理、通関、保税等の方面における管理を一層緩和する。
----------	--

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.bjpc.gov.cn/gzdt/200905/t390940.htm>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

● 中国は輸出入時の外貨決済照合消込改革措置を公布する

杜鵬国家外貨管理局經常項目司司長が先頃表明したところによると、国家外貨管理局はまもなく輸出入時の外貨決済照合消込改革の具体的な措置を公布し、尚且つ輸出時の外貨受取金を国外に保管するための具体的政策を検討するとのことである。

その説明によれば、輸出入時の外貨決済照合消込改革が完了した後、資金の流れと貨物総数に相応しい照合消込制度を実施する。また、輸出入企業に等級別管理を実施し、信義誠実の原則のもと、企業の経営に利便を提供する。ほとんどの企業が外貨管理部門に赴き輸出入照合消込手続を行わずに済むようになる。

また、国家外貨管理局は輸出時の受取金を国外に保管するための政策も検討する予定であり、保管期限、条件、方式が明確に規定される。おそらく企業には国外に保管するための資格を具備することが求められる（たとえば、3 年間は規則違反行為があってはならない等）。さらに、輸出時の受取金の国外取引銀行についても規定が設けられる（たとえば、必ず中国系銀行、又は国内に分支機関のある外資系銀行でなければならない等）。

（2009 年 6 月 11 日付の「中国証券報」より抜粋）

● 有限責任会社の出資者優先購買権の關係事項に関する簡潔な法的分析

金融危機の真っ只中、世界経済がことごとくその影響を受け、このような経済情勢が会社にもたらすダメージを跳ね返すために、グローバルな資金分布を自主的に探求し調整している会社が少なくない。資金分布調

优先购买权是一个重要的课题，如不能正确处理优先购买权问题，可能导致股权转让行为出现瑕疵甚至无效，从而给公司造成重大不利影响。律师在此以《公司法》和上海市高级人民法院关于有限责任公司股东有限购买权的司法解释为依据（因此，本文主要针对上海地区的公司适用，外地公司可参照适用），结合律师的实践经验，对股权转让过程中与有限责任公司股东优先购买权相关的问题，做如下简要分析。

行使优先购买权的基本原则

1. 按照公司章程规定执行。
2. 公司章程未作规定的，现有股东之间可以相互转让股权，其他股东无优先购买权。
3. 公司章程未作规定的，股东向现有股东之外的第三人转让股权，其他股东在同等条件下有优先购买权。所谓“同等条件”，是指出让股东与第三人之间股权转让合同确定的主要转让条件，包括：拟转让股权的数量、价格；履行方式；出让股东与第三人约定的投资、业务合作、债务承担等。

出让股东向第三人转让股权时，各当事方在行使优先购买权中相互之间的权利义务

转让前阶段			
	出让股东	其他股东	第三人
出让股东	—	应就股权转让事项通知其他股东。通知应明确拟受让人的情况、拟转让股权的数量、价格及履行方式等主要转让条件；通知不明确，又无法通过合同解释和补充方法予以明确的，视为未发出通知。	与第三人协商股权转让条件，达成股权转让合同。
其他	应在规定的时间内（通常	其他股东之间就出让股东向	其他股东是否行使优先

整の重要な方式の1つに持分の譲渡及び譲受がある。持分譲渡の過程で、優先購買権は、重要な課題の1つであり、優先購買権の問題を正確に処理できない場合、持分譲渡行為に瑕疵が生じ、ひいては無効となってしまうことにより、会社に重大なダメージを与えるおそれがある。筆者は、「会社法」及び有限責任会社出資者の購買権についての上海市高级人民法院による司法解釈を根拠に（したがって、本文では主に上海地区の会社への適用に焦点をあわせるが、外地の会社も参照することができる）、筆者の実務経験とあわせ、持分譲渡の過程における有限責任会社の出資者優先購買権の関係事項について、以下のとおり簡潔に分析する。

優先購買権行使の基本原則

1. 会社定款の規定に基づき執行する。
2. 会社定款に定めなき場合、現在の出資者間で互いに持分を譲渡でき、他方出資者には優先購買権はない。
3. 会社定款に定めなき場合、出資者が現在の出資者以外の第三者に持分を譲渡するときは、他方出資者は同一条件のもと優先購買権を有する。いわゆる「同一条件」とは譲渡元である出資者と第三者間での持分譲渡契約に確定する主な譲渡条件をいい、譲渡する持分の数や価格、履行方式、譲渡元である出資者と第三者が約定する投資、業務提携、債務引受等が含まれる。

譲渡元である出資者が第三者に持分を譲渡する場合に、各当事者が優先購買権を行使する過程での相互間の権利義務

譲渡前の段階			
	譲渡元である出資者	他方出資者	第三者
譲渡元である出資者	—	持分譲渡事項を他方出資者に通知しなければならない。通知は譲受者の状況、譲渡する持分の数や価格、及び履行方式等の主な譲渡条件を明確にしなければならず、通知が不明確であり、契約の解釈及び補足という方法では明確にすることができない場合、通知は行われていないものと見なす。	第三者と持分譲渡について協議し、持分譲渡契約を取り交わす。
他方	所定の期日までに（通	他方出資者間で譲渡元で	他方出資者が優先購買権を

股东	为收到通知之日起 30 日) 决定是否以同等条件行使优先购买权, 逾期视为不行使优先购买权。	第三人转让股权事宜进行磋商, 确认股权转让是否符合公司章程及法律规定、是否以及如何行使优先购买权。	购买权决定第三人是否能够受让出让股东的股权。
第三人	与出让股东协商股权转让条件, 达成股权转让合同。	其他股东是否行使优先购买权决定第三人是否能受让出让股东的股权。	—
转让阶段			
	出让股东	其他股东	第三人
出让股东	—	1. 收到其他股东行使优先购买权通知的, 按照同等条件与其签订合同, 进行股权转让。 2. 未收到通知或通知表明不行使优先购买权的, 与第三人进行股权转让。	1. 收到其他股东行使优先购买权通知的, 与第三人间的股权转让合同视为履行不能, 按照股权转让合同行使除股权转让外的其他权利义务。 2. 未收到其他股东通知或通知表明不行使优先购买权的, 履行与第三人的股权转让合同。
其他股东	1. 决定行使优先购买权的, 按照同等条件与出让股东签署合同, 办理股权转让	两个以上其他股东同时要求行使优先购买权的, 协商或按照其各自的出资比例行使优先购买权。	1. 决定行使优先购买权的, 以适当方式通知第三人退出股权转让。 2. 决定不行

出資者	常、通知を受け取った日から 30 日)、同一条件のもと優先購買権を行使するかどうかを決定し、期日が過ぎた場合、優先購買権を行使しないと見なす。	ある出資者が第三者に持分を譲渡することについて協議し、持分譲渡が会社定款及び法律の規定に適合するかどうか、優先購買権をどのように行使するかどうかを確認する。	行使するかどうかにより、第三者が譲渡者元である出資者の持分を譲受できるかどうかが決まる。
第三者	譲渡元である出資者と持分譲渡条件を協議し、持分譲渡契約を取り交わす。	他方出資者が優先購買権を行使するかどうかにより、第三者が譲渡元である出資者の持分を譲受できるかどうかが決まる。	—
譲渡段階			
	譲渡元である出資者	他方出資者	第三者
譲渡元である出資者	—	1. 他方出資者からの優先購買権を行使するという通知を受け取った場合、同一条件のもとその者と契約を締結し、持分譲渡を行う。 2. 通知を受け取らず、又は優先購買権を行使しないことを表明する通知の場合、第三者と持分譲渡を行う。	1. 他方出資者からの優先購買権を行使するという通知を受け取った場合、第三者との持分譲渡契約は履行不能と見なし、持分譲渡契約に基づき持分譲渡以外の他の権利義務を行使する。 2. 他方出資者の通知を受け取らず又は優先購買権を行使しないことを表明する通知の場合、第三者との持分譲渡契約を履行する。
他方出資者	1. 優先購買権の行使を決めた場合、同一条件に基づき、譲渡元である出資者と契約を	2 者以上の他方出資者が優先購買権の行使を同時に求めた場合、協議により又は各自の出資比率に応じて優	1. 優先購買権の行使を決めた場合、適切な方式により第三者に持分譲渡から退くよう通知する。

	<p>让。</p> <p>2. 决定不行使优先购买权的，协助出让股东办理与第三人间的股权转让手续。</p>		<p>使优先购买权的，协助办理第三人成为公司股东的手续。</p>
第三人	<p>1. 其他股东行使优先购买权的，与出让股东行使股权转让合同中除股权转让之外的权利义务。</p> <p>2. 其他股东不行使优先购买权的，与出让股东履行股权转让合同，办理股权转让手续。</p>	<p>1. 其他股东行使优先购买权的，退出股权转让。</p> <p>2. 其他股东不行使优先购买权的，与其他股东一起办理其成为公司股东的手续。</p>	—
转让后阶段			
	出让股东	其他股东	第三人
出让股东	—	其他股东要求行使优先购买权，但发生违约的，可追究其违约责任。	第三人违反股权转让合同的，可追究其违约责任。
其他股东	出让股东未尽通知义务导致股权转让给第三人的，可继续要求行使优先购买权(工商变更登记时间不满1年、	—	无论是否行使优先购买权，都无权要求撤销出让股东和第三人之间的股权转让合同。

	<p>締結し、持分譲渡手続を行う。</p> <p>2. 優先購買権を行使しないことを決めた場合、譲渡元である出資者が第三者と持分譲渡手続を行うにあたり協力する。</p>	先購買権を行使する。	2. 優先購買権を行使しないことを決めた場合、第三者が会社の出資者となるための手続を行うにあたり協力する。
第三者	<p>1. 他方出資者が優先購買権を行使する場合、持分譲渡契約における持分譲渡を除く権利義務を譲渡元である出資者と共に行使する。</p> <p>2. 他方出資者が優先購買権を行使しない場合、譲渡元である出資者と持分譲渡契約を履行し、持分譲渡手続を行う。</p>	<p>1. 他方出資者が優先購買権を行使する場合、持分譲渡から退く。</p> <p>2. 他方出資者が優先購買権を行使しない場合、自身が会社出資者となるための手続を他方出資者と共に行う。</p>	—
譲渡後の段階			
	譲渡元である出資者	他方出資者	第三者
譲渡元である出資者	—	他方出資者が優先購買権の行使を求めるが、違約が発生した場合、その違約責任を追及することができる。	第三者が持分譲渡契約に違反した場合、その違約責任を追及することができる。
他方出資者	譲渡元である出資者が通知義務を果たさなかったために持分が第三者に譲渡されることになった場合、引き続き	—	優先購買権を行使するかどうかを問わず、いずれも譲渡元である出資者と第三者との間の持分譲渡契約の撤回を求めることはできな

	且不损害他人利益)或要求损害赔偿(优先购买权无法实现)。		
第三人	出让股东违反股权转让合同或未尽通知义务导致第三人损失的,可要求违约赔偿。	—	—

	優先購買権の行使を求めることができ(工商変更登記期間が1年未満であり、しかも他人の利益を損害しないこと)、又は損害賠償を求めることができる(この場合、優先購買権は実現できない)。		い。
第三者	譲渡元である出資者が持分譲渡契約に違反し、又は通知義務を果たさなかったために第三者に損失をもたらした場合、違約賠償金を求めることができる。	—	—

被转让股权的公司的权利义务

1. 公司应按公司章程就股权转让及其他股东是否行使优先购买权事宜做出内部决议(通常是股东会决议)。
2. 股权转让完成之后,注销出让股东的出资证明书,向新股东签发出资证明书,相应修改公司章程和股东名册中有关股东及其出资额的记载,办理工商变更登记手续。

外商投资的有限责任公司特别注意事项

1. 外方股东能否行使优先购买权,还取决于其在被转让股权的公司已有的持股比例以及该公司是否是国家限制外商投资的产业。如国家对外商出资比例有限制,该外方股东可能无法行使优先购买权。
2. 现有股东通过优先购买权取得公司股权的,应签署股权转让合同,并向审批机关申请审批,股权转让合同自审批机关核发变更外商投资企业批准证书之日起生效。

律师注意到,《公司法》自2005年修订之后,扩大了股东对公司的管理权限,许多原先的法定事项已允许通过公司章程由股东做出有针对性的规定,包括股权转让和优先购买权。为此,律师建议,公司股东在决定转让或受让股权时,应充分重视公司章程的作用,具体分析各当事方的权利义务,关

持分を譲渡される会社の権利義務

1. 会社は、会社定款に基づき、持分譲渡及び他方出資者が優先購買権を行使するかどうかについて内部決議(通常は出資者会会議)しなければならない。
2. 持分譲渡の完了後は、譲渡元である出資者の出資証明書抹消し、新しい出資者に出資証明書を交付し、会社定款及び出資者名簿中の出資者及びその出資額に関する記載を相応に改め、工商変更登記手続を行う。

外商投資による有限責任会社の特別注意事項

1. 外国側出資者が優先購買権を行使できるかどうかは、持分が譲渡される会社におけるその者がすでに保有する持分比率及び同社が国によって外商投資を制限される産業でないかどうかによっても決まってくる。国が外商出資比率を制限している場合、当該外国側出資者は優先購買権を行使することができないおそれがある。
2. 現在の出資者が優先購買権を通して会社の持分を取得する場合、持分譲渡契約を締結し、尚且つ審査許可機関に審査許可を申請しなければならない、持分譲渡契約は審査許可機関が外商投資企業変更批准証書を交付した日から効力を有する。

「会社法」は2005年に改正された後、出資者の会社に対する管理権限は拡大され、持分譲渡及び優先

注優先購買権在股权转让中的影响,最大限度化解法律风险。

备注:

请点击以下网址,查看相关法令的全文内容:

《中华人民共和国公司法》

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

(里兆律师事务所 2009 年 06 月 12 日整理编写)

購買権を含む従来法律で定められた事項の多くはすでに会社定款を通して、出資者が的確な規定を行っていることがわかる。このため、会社の出資者が持分の譲渡又は譲受を決めた場合には、会社定款の役割を十分に重視し、各当事者の権利義務を具体的に分析し、優先購買権の持分譲渡における影響に関心を払い、法的リスクを最大限に取り除くようにするのがよい。

備考:

かかる法令の全文の内容をご覧になる場合は、下記の URL をクリックしてください。:

「中華人民共和国会社法」

http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2005-10/28/content_85478.htm

(里兆法律事務所が 2009 年 6 月 12 日付で作成)